

## 会費・入会金規程

(平成3年7月3日制定)

第1条 この規程は、会則第17条に基づき、会費および入会金について定める。

第2条 会費は2,000円、入会金は3,600円とし、入会金を納めた会員は、4年間、会費を免除されるものとする。

第3条 会費および入会金の改定は、総会の承認を得るものとする。ただし、入会金については、会長はあらかじめ校長と協議しなければならない。

附 則 この規程は、平成11年5月15日から施行する。